

1 会議名 議会運営委員会  
2 日 時 令和2年4月28日(火)  
開会 午前10時50分  
閉会 午後 0時 2分  
3 場 所 正・副議長応接室  
4 出席委員 (委員長) 須藤智子 (副委員長) 鬼頭博和  
(委員) 片岡健一郎、宮川隆、榊谷規子  
梅村均議長、関戸郁文副議長、水野忠三議員

5 欠席委員 なし

6 説明員 議会事務局長 丹羽至、同統括主査 寺澤顕

7 委員長あいさつ

8 議長あいさつ

9 協議事項

(1) 議案の上程について

行政課長：資料に基づき説明

【質疑】

質疑なし。

(2) 会期の確認について

議会事務局統括主査：資料に基づき説明

【質疑】

宮川委員：議案質疑の時間が確保されるのであれば、委員会付託を省略することに賛同する。

榊谷委員：本来、委員会で質疑するような内容の質疑においても、本会議議案質疑で質疑が可能ならば、委員会付託を省略することに賛同する。

片岡委員：質疑の時間を本会議議案質疑で十分に取れるのであれば賛同する。

須藤委員長：議案第33号について、委員会付託を省略するということが議会運営されたい。

梅村議長：本会議議案質疑であるため、答弁者は部長級職員である。通告が可能であるならば、質疑について通告いただき、スムーズな議会運営に協力いただきたい。

(3) 議案精読時間について

10分間と決した。

(4) その他

(本会議の際の議場扉について)

梅村議長：本会議の際の議場扉をどうするか。三密を避けるためにも開けた

いと考える。南北扉を想定する。

須藤委員長：傍聴者が間違えて入ってくることはなかろうか。

梅村議長：会派室へ通じる扉や事務局の横の扉を閉めれば防げるものと考え  
る。

須藤委員長：本会議中に議場南北の扉を開けて行うことを確認した。

(Web 会議開催について)

片岡委員：昨日 Web 会議を行った。ご協力いただき感謝する。特に問題はな  
かったと考える。音声も取得できるし、今後は会議規則と照らし合わせな  
がら、個人的には会議にも運用していければと考えている。

須藤委員長：映像や音が遅れるところも見受けられた。

片岡委員：個人が使用するパソコン・タブレット等の性能やネット環境にも  
差異があり、その差異が映像や音声に反映される。

須藤委員長：無効であると述べられている議員もある。無効である理由や規  
則改正が必要なのか見極めながら進めて行きたい。

宮川委員：他市で問題として議論されているということであろう。

関戸副議長：傍聴についても議論が必要な点もある。ZOOM にどのように入っ  
てきてもらうかという点である。

片岡委員：ミュートで音声が入らないという機能も使用しながらになるかと  
考える。傍聴者の発言を抑止するということは ZOOM 機能を活用しながら  
と考える。具体的にはほっと情報メールやホームページで ID やパスワード  
を公表して、発言はご遠慮いただくとして、傍聴いただくことになる。

梅村議長：どのような運営になるかわからないので、初めて ZOOM を使用して  
会議を行うときは、本会議や委員会を除いたものとした方が良いと考える。

水野議員：音声はミュート機能で制限できるが、視覚的なものとしてプラカ  
ードを掲げる等の行為も考え得るがどうか。

片岡委員：ミュート機能による音声以外に映像も制限できる機能がある。昨  
日のテストの際に想定として音声と映像を止めた。その時点で、対象の方  
は見るだけということになる。その点の案内は事前に必要になるかと考え  
る。今後使っていくとなると、議長や各委員長が使用していくことにな  
るので、講習会は必要になる。

宮川委員：さほど難しい操作ではない。

片岡委員：因みに5月1日の議運は ZOOM を用いるのか。

宮川委員：物理的に可能か不可能かということと規則の規定上に問題がない  
かは別問題でまだ慎重にならざるを得ない部分もある。規定に引っかから  
ない部分で試行的に進めて行き、条例規則上に問題なしと判断できたとき

に本格導入しても良いのではないか。公開を原則とする会議は、誰でも傍聴できるわけで全ての市民に権利があるなか、IDやパスワードをどのような手法で広めていくのか、議論する点はいくつもある。一定明確にしておかないと導入は難しい。

関戸副議長：委員においても、委員会室か現場での参加かでは、Web参加に差異が生じてくると考えるがそれも許容の範囲か。

梅村議長：委員会室における委員の人数や委員会室での傍聴者数を減らすことで密にならないような環境は整備できてくる。

関戸副議長：ネット環境等で、例えば発言が聞こえづらいといった具合に特に委員間で差異が起こらなければ良いが。

宮川委員：ネット環境やパソコン等の性能の違いは致し方ないと思うが。

関戸副議長：全委員が会議の内容を共有されれば良いという観点である。

梅村議長：音声は上手く伝わらないことで、委員が意見を十分に発言出来なくては問題がある。

須藤委員長：それぞれ個々の場所から会議に参加することで、発言を求めて、発言機会を得られた委員のみが発言すれば、発言が混線することはなくなると考える。今のように顔と顔を突き合わせるとあちらこちらから発言が被ってしまうことがある。

片岡委員：先日のテストでは、各々の発言が重ならないように、発言を求めて挙手し、許可を得て発言した。これが守られればスムーズな運営に繋がる。

須藤委員長：委員長としては議事運営がスムーズになる。そこで5月1日に開催を予定する議会運営委員会はどうするか。

片岡委員：取り敢えずは、緊急事態の今、密を避けるという意味で実施するということが良いか。

須藤委員長：そのとおりである。

片岡委員：賛成である。

宮川委員：傍聴の一定の確保がされるのであれば賛成する。

梅村議長：事務局はどのような対応を考えているか。

議会事務局長：事務局は委員長の近くに控えての委員会参加となる。執行機関側の行政課長も同様と考える。

須藤委員長：事務局の使用するパソコンはあるか。

議会事務局長：職員は、市から貸与されたパソコンを用いて業務に当たっている。その観点からアプリを自由に入れることはできない。委員長の運営に対し近くに控えさせていただく。

梅村議長：市の所有するものにインストールするのは難しいと言える。

須藤委員長：5月1日の会議はZOOMを用いて試行的に行ってみることとする。

片岡委員：録音は管理者の元で行えば可能である。

（5月臨時会副議長選挙について）

梅村議長：5月1日開催の議会運営委員会協議事項について説明

榊谷委員：副議長選挙において、候補者が1人ならば、その議員で決定して良いのではないか。

梅村議長：全員協議会での所信表明において候補者が1人の場合は、指名推選の手法で選挙を行うものと捉える。本会議の中で「立候補が1人であったため、」とは発言できない。

議会事務局統括主査：仮に副議長を志す議員が1名であったとしても、投票による選挙において、候補者を絞るという行為は自治法違反に繋がる。

梅村議長：志す議員が1名であったならば、指名推選を前提に考えていきたい。あるいは、1名であっても投票するかどうかであるが。

榊谷委員：投票まではしなくても良いのではないか。

議会事務局統括主査：自治法に規定されているように、選挙は投票もしくは指名推選以外にはあり得ない。通常の選挙の投票の際には氏名掲示といって記載台に候補者の氏名が記される。そもそも正副議長選挙においては、議員15人全員が候補者であり、権利がある。これを議員のうちから絞って投票することは、自治法に規定する「議員の中から1人を選挙する」に抵触することとなる。仮に立候補の意思を示したのがA議員1人であったとしても、他の議員の中には投票が大前提で、過去の実績などから立候補はしていないがB議員に投票するという意思があるかもしれない。指名推選によらない場合には、「立候補が1人であったから」という理由は成り立たない。よって、指名推選に対し1人でも反対があったならば、投票以外に選挙の方法はない。

梅村議長：候補者が1人であった場合は、「指名推選」という言葉を用いる以外に回避する術がないということである。どうしても投票したいという考え方の議員がいれば投票は免れない。しかし、非常事態宣言下の状況でなるべく時間も短くというところで、候補者も1人であれば指名推選も今回ばかりはやむ無しとも考えるがどうか。

須藤委員長：以前もこんな話がなかったか。

宮川委員：2年前である。選挙の方法のひとつが指名推選である。

片岡委員：確認であるが、指名推選に関しては1人でも反対があるとできないという解釈で良いか。

梅村議長：そのとおりである。反対があった時点で自ずと残された手法は投票のみとなる。

須藤委員長：会派で確認すれば良いのではないか。

片岡委員：指名推選という手法を諮って、異議がなければ問題なく進んでいくというところか。異議があれば仕方がない。

梅村議長：そのとおりである。

須藤委員長：事前に確認しておかなくてはならない。

片岡委員：当日になってみないとわからないので、投票の準備も必要になってくる。所信表明を聞いて、議員の意思が変わることがあるかもしれない。

宮川委員：現状に何も手を打たないのであれば、反対者はあると思う。

関戸副議長：投票は現時点で免れないということではないか。

宮川委員：何も手を打たないのであればということである。

(休憩)

須藤委員長：当日は投票も考えられ得るので、その準備はしておかないといけない。次回は5月1日であるため、各委員から会派に持ち帰って委員会での趣旨を各議員に理解していただくように。

(請願第1号の取扱いについて)

議会事務局統括主査：3月定例会において請願第1号が継続審査となった。

4月20日に厚生・文教常任委員会が開催され採決まで行い、請願第1号は委員全員賛成で一部採択となった。委員長は、委員会の中で、5月臨時会で取り扱う旨の発言をされた。今後、4月・5月臨時会、そして6月定例会と議会は開催されるが、請願の審議をいつ行うのかというところを議題としていただきたい。以前に議運であったか代表者会であったか、請願を臨時会で取り扱うことに対して発言させていただいたことがあった。「臨時会で取り扱う付議事件」に係る参考文献もあるため、協議いただきたい。

議会事務局統括主査：(資料配布後、資料に基づき説明)

片岡委員：資料を読むと臨時会における請願審議は難しいと捉える。

梅村議長：慣例・実例集においても請願は定例会で取り扱ってきたとあるので、それにならっても良いのではないか。平成29年5月臨時会に請願を取り扱ってしまったという事例もあるが、それが正しかったのかというところでもない。基本は定例会で取り扱うものとする。

榊谷委員：5月臨時会の初日に提出されて継続審査案件となった。請願審査後に常任委員会の所属変更があり、6月定例会では付託先委員会の委員長も交代していた。

梅村議長：当時は取り扱うべきではなかったと考えるが、今回は既に3月定

例会において取り扱っており、4月20日の常任委員会で採決まで終わっている案件である。即ち、本会議における委員長報告に始まる審議を残すのみであるが、臨時会という趣旨から考えるとどうかと思うところである。

榊谷委員：参考文献中の違法の解釈として、請願を取り扱ったから違法ではなくて、臨時会で取上げて取り扱う必要性、早急性があるとした判断が違法になることと思うがどうか。

片岡委員：そのとおりと考える。議会としての判断が試されるという解釈に思う。6月定例会までの継続審査とした案件を5月臨時が開催されることで、そこで取り扱う必要があるか否かの判断。ここを逃したら遅きに失するということであれば違法にはならないのではないか。今回の案件が相応のものであるかどうか。まずは提案者の判断はどうなのか、そして議会がどう判断するのかということではないか。

宮川委員：この委員会が判断する場ではないか。

榊谷委員：元来12月定例会で審査が始まった案件で、提出から5か月が経過しようとしている。既に遅いというのが事実。

片岡委員：提案者が今どのように考えているかわかるか。

梅村議長：本来は定例会で行うものだが、臨時会を招集してでも、今すぐに行わないというくらいの緊急性が必要なのではないか。

片岡委員：本来それくらいの緊急性を要するという判断のもとであって、たまたま臨時会があるからそこで、という考えではないということである。

榊谷委員（紹介議員）：本来は12月定例会での審議を経て新年度予算に反映してもらおうという願いがある。既に新年度に入った今の時点では、という思いもある。

梅村議長：今回5月に議会人事も含め臨時会が招集される。では、もし臨時会が予定されていなかったらどうか。臨時会を開いてでもという議論になっているのか。

片岡委員：そこが判断基準と私も考える。

宮川委員：国や県の予算に反映させるというのが趣旨ならば、役割そのものの根拠がなくなってしまっている。

榊谷委員：補正予算でもという考えもなくはない。

須藤委員長：今回の臨時会では請願は取り扱わないものとする。6月定例会に取り扱う。そのように議長にお願いする。また付託先の委員長にもお願いする。

片岡委員：確認である。今後、急を要するような案件が発生した場合、今回のように臨時会では本来取り扱うものに含まれていないような案件の場合

である。どうしていくか。岩倉市議会として、今このタイミングで臨時会を招集しなければ遅きに失してしまうと判断し、臨時会で取り扱うという判断で良いか。

須藤委員長：そのとおりである。

宮川委員：現行法は臨時会においては、市長の招集でなくとも議長の招集で開催することができる。

（5月1日開催予定の議会運営委員会について）

片岡委員：5月1日開催予定の議会運営委員会であるが、W e b会議を推奨していきたいが、規程の改正など現時点での各会派の意見を確認したい。

須藤委員長：事務局どうか。

議会事務局長：出席を定義していかないといけない。

片岡委員：W e b会議であれば開始時間にカメラを通して姿の確認などのことであるか。

梅村議長：あらかじめ決めた時間にW e b上で会議に参加できる状況とすることなど決めるべき事項かと思われる。開催場所は市役所8階議場で、参集場所として議場又は議員自宅というように規定していくものと思われる。

片岡委員：Z O O M等の仮想空間を開催場所とするのか。

議会事務局統括主査：会議規則には欠席・遅刻の場合は「議長への届出云々」と規定してある。今回は新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から密を避けるために自宅のパソコン上での参加と想定されるが、背景を変えればネット環境が整っていれば、あらゆるところから出席できるようになる。その点も整理しないといけないと思う。

須藤委員長：委員会を開催して、議論が無効となつてはいけない。

梅村議長：試行も踏まえてオブザーバーはW e b上で出席としてはどうか。

須藤委員長：正式な会議にZ O O Mを用いて開催することに疑義を持たれている議員もあるため、調べながら慎重に進めていかななくてはならない。

宮川委員：慎重に扱ったほうが良いかと思われる。

梅村議長：5月1日の議運は通常通りの開催とするか。

宮川委員：台風時に鳥羽市議会がW e b会議を用いた事例があると聞いている。台風時における特例として行ったのか、基準を決めた上で開催しているのか確認が必要である。

榎谷委員：会議開催場所に参集するのが困難であったという解釈か。

宮川委員：離島がいくつかあって、そこからの参集が困難であったようだ。

W e b会議を行ったことがあると直接聞いたことがあるのは鳥羽市議会のみである。

片岡委員：W e b 会議を実施する方向は各議員同じ見解に思う。しかし規定上の問題で、改正が必要であるならばそうであろうし、早ければ臨時会で改正することも可能であろうと考えるがどうか。

梅村議長：改正は臨時会でも行える。

片岡委員：もし5月臨時会で改正できるものであるならば改正して、6月定例会に向けて対応できる。

宮川委員：法律（自治法）等の規定に抵触しないかどうか心配な面がある。その1点に思う。

須藤委員長：まずは5月1日開催予定の議会運営委員会は通常通りこの場に集まっの開催とする。

梅村議長：オブザーバーとして参加する議員はW e b 上での参加でどうか。

須藤委員長：5月1日の議会運営委員会は通常通りの開催でオブザーバーの方はW e b 参加も可能とする。

10 その他

特になし。